

事務連絡
平成28年2月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の
愛称・ロゴマーク等の決定について

平素はひとり親家庭等への支援につきまして、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。
政府においては、昨年12月21日、子どもの貧困対策会議において、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を決定したところです。

本プロジェクトの効果的な実施のため、困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、同プロジェクトの愛称・ロゴマーク等を、別紙1のとおり決めました。

つきましては、別紙1の愛称・ロゴマーク等を、貴自治体において積極的にご使用いただくとともに、関係団体等にも広く周知いただき、支援を必要とするひとり親家庭等に、確実に支援が行き届くよう、ご協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

（別紙1）「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称・ロゴマーク等について（平成28年2月23日すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議決定）

（別紙2）ロゴマーク媒体

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室
電話：03-3595-3112

別紙 1

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の
愛称・ロゴマーク等について

平成 28 年 2 月 23 日
すべての子どもの安心と希望の
実現に向けた副大臣等会議決定

昨年 12 月 21 日、当会議では、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的にひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（案）」を取りまとめた。当会議の取りまとめ案は、同日、子どもの貧困対策会議で決定されたところである。

本プロジェクトの効果的な実施のため、困難な状況にある親を含め、誰から見てもわかりやすく、相談に行けば支援につながるという共通イメージにより、支援を必要とするひとり親家庭等に対する支援に確実につなげていくことができるよう、同プロジェクトの愛称・ロゴマーク等を以下のとおり定める。

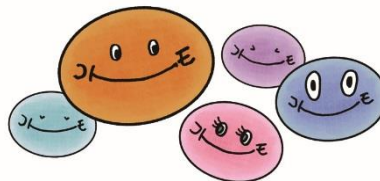
通称

親と子どもたち一人ひとりのための
「こどもの成長支援プロジェクト」

愛称

親と子どもたち一人ひとりのための
「すくすくサポート・プロジェクト」(略称：すくサポ)

ロゴマーク



相談窓口名

親と子どもの住む 暮らす 学ぶ 働くを総合支援
「こどもすくすくスクエア」

相談員名

気づく 寄りそう つなげていく
「こどもすくすくサポーター」

(参考) 愛称・ロゴマーク等の考え方

1. 通称

- 子どもの側に立ち、親と子どもを支援する、というプロジェクトの考え方を示したものの。

2. 愛称

- 未来そのものである子どもが、すくすくと確実に成長していくよう支援し、広くプロジェクトを普及させるため、通称に加え定めたもの。

3. ロゴマーク

- 悩んでいるのは1人ではない、ということイメージさせるため、複数のマークが集まったものとしている。
- プロジェクトの認知度を高めるため、プロジェクトに携わり、ひとり親家庭等を支援する全ての者（関係府省庁、地方公共団体、NPO法人等）が使用できる。
- 使用に当たっては、複数のマークのうち、1つのマークを単独で使っても差し支えない。ただし、ロゴマークのイメージを維持するため、可能な限り、形式や縮尺は変更せず使用する。

4. 相談窓口名

- ひとり親家庭等の生活・学び・仕事・住まいを社会全体で総合的に支援する窓口名として、プロジェクトの愛称と合わせた名称としたもの。
- 主に地方自治体のひとり親家庭支援の相談窓口が名乗ることを想定。
- 一方、支援を必要とするひとり親家庭等が行政の支援に確実につながるためには、自治体内の他の担当窓口や、NPO法人等の関係機関との連携も必要。このため、自治体のひとり親家庭等の相談窓口と連携して支援を行う窓口であれば、自治体内の他の窓口や、NPO法人等の関係機関の窓口も名乗ることが可能。

5. 相談員名

- プロジェクトの愛称・相談窓口名とも合わせた名称としたもの。
- 主に自治体のひとり親家庭等の相談窓口配置された母子・父子自立支援員が名乗ることを想定。
- 一方、支援を必要とするひとり親家庭等が行政の支援に確実につながるためには、自治体内の他の窓口の職員、NPO法人等の関係機関の職員の連携も必要。このため、自治体のひとり親家庭の相談窓口と連携して支援を行う窓口の者であれば、自治体内の他の職員や、NPO法人等の関係機関の者も名乗ることが可能。

別紙2

ロゴマーク使用に当たっては、適宜以下の媒体を組み合わせの上、ご活用下さい。

